

商品自動車の回送運行許可証の有効期限延長について

平成 17 年 1 月

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について

平成17年1月 国土交通省自動車交通局

1 改正の経緯及び内容

回送運行の許可証を受けて運行の用に供する自動車（商品自動車）については、現行では、車検期間と同等の効果を有する回送運行の許可証の有効期間が最長6ヶ月であるため、自賠責保険においても当該期間をカバーする6ヶ月の保険期間を設けている。

今般、道路運送車両法等の一部を改正する法律が成立し、回送運行の許可証の有効期間が現行の最長6ヶ月から最長1年に延長されることとなったことに伴い、商品自動車の自賠責保険契約の保険期間も、現行の6ヶ月から1年に改めることとする（「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」による改正）。

2 今後のスケジュール

施行 平成17年5月中（予定）

※ 道路運送車両法等の一部を改正する法律及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令は同日施行。